閲覧用

令和８年８月 25 日

第８回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和８年　第８回　農業委員会定例総会議事録

1.　開催日時　令和８年８月 25 日（火曜日）午前 10 時 00 分から

2.　開催場所　大河原町役場　３階　大会議室

3.　出欠状況

○出席委員（農業委員９名・農地利用最適化推進委員６名　合計 15 名）

農業委員１	小笠原　良　一	農業委員２	角　田　真由美
農業委員３	鎌　田　美智雄	農業委員４	菅　野　正　信
農業委員５	佐　藤　富　男	農業委員７	鈴　木　　勉
農業委員８	松　井　誠　子	農業委員９	長　山　清　市
推進委員１	坂　口　久　雄	推進委員２	鈴　木　利　弘
推進委員３	髙　橋　卓　也	推進委員４	長　山　　務
推進委員５	長　山　　恵	推進委員６	橋　本　康　範

○欠席委員

農業委員６　庄　司　貞　良

○事務局出席者

事務局長	鈴　木　　浩	事務局次長	佐　藤　義　則
事務局係長	半　澤　壮　都	事務局主事	阿　部　智　也
中間管理事業マネージャー	大　宮　廣　昭	事務局員	佐　藤　香　織

4.　議事日程

○日程第１　会議録署名委員の指名

○日程第２　会期決定

○日程第３　議事

第１号議案　農地法第５条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第２号議案　農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

第３号議案　非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

○日程第４　報告

報告第１号　仙南地方農業委員会連合会会長の就任について

○協議事項

協議事項１　農業委員会組織による「令和８年熊本地震義援金」の募集活動について

5.　会議概要

午前 10 時 00 分　開会

○事務局長　はい、皆さんおはようございます。(「おはようございます。」の声あり。)

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。それでは定刻になりましたので、只今から令和８年第８回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第６条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしくお願いします。

○会　　長　はい、皆さんおはようございます。(「おはようございます。」の声あり。)

大変ご苦労様でございます。最近うちの農地に猪が出る様になって、とても困っております。一応ホームセンターから猪避けの物があったので、それを撃ったら昨日あたりは来なかったようです。そういうのも含めて何か良い案がありましたらお願いしたいなと思います。

それでは早速議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長　本日は庄司職務代理から欠席届が出されておりまして、本日の出席人数は 14 名で、農業委員会に関する法律第 27 条の第３項の規定を満たしておりますので、この総会が成立している事をまずご報告致します。

それから日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第３項の規定に基づきまして、３番の鎌田美智雄委員と４番の菅野正信委員にお願い致します。よろしくお願いします。

次に日程第２「会期の決定」でございますが、本日１日でよろしいでしょうか？お諮り致します。(「はい。」の声あり。)

はい、ありがとうございます。それでは異議なしという事でございますので、本日１日と決定させて頂きます。

続いて日程第３「議事」に入ります。本日の議事は議案が第１号から第３号、そして報告事項及び協議事項となっております。まず第１号議案「農地法第５条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号１を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい。第１号議案「農地法第５条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1・金ケ瀬地区。申請地と致しましては、字広表。地目台帳が畑、現況が宅地。面積が 409 ㎡となっております。申請理由と致しましては、賃貸人相手方要望により賃借する。賃借人当該土地を借り受け、利用者用の駐車場として使用する。権利設定と致しましては、賃借権設定（1 年間）となっております。施設概要が大型車駐車場５台分です。工事期間が令和８年５月 19 日から令和８年６月 30 日まで。農地区

分が第3種農地です。備考と致しまして、工事期間でもわかりますが、違反転用の案件となっておりまして、顛末書の提出がございました。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は、広表の平坦かつ区画整理させている土地で、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。ございませんか？（「はい。」の声あり。）

はい。質疑なしという事で、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第2号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。私に関連がありますので進行を交代致しますので、よろしくお願いします。（会長、退席。）

○事務局長　はい。次に会長に関連する案件となりますが、本来であれば職務代理者が進行する所であります。しかし、本日庄司職務代理者がお休みのため、地区担任委員長の内、年長者であります鎌田委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか？（「異議なし。」の声あり。）

はい。異議なしの声がございましたので、鎌田委員に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○鎌田美智雄委員　進行を交代します。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい。第2号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号 1・金ケ瀬地区。利用権を設定する場所と致しましては、金ケ瀬字新開東。地目台帳及び現況が田。面積が591㎡となっております。その外5筆ございまして、合計田6筆、計5,422㎡となっております。利用権の種類と致しましては賃借権設定です。内容と致しまして水田利活用となります。借賃の支払い方法ですが、金納反当当たり10,000円となります。存続期間は、令和8年11月1日から令和18年10月31日の10年間となっております。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しましては再設定案件となっております。以上です。

○鎌田美智雄委員　はい、事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。今回の案件は、再設定なので問題はありません。意見については、以上の要件から今回の促進計画は、地域計画の達成に資するものと認められると考えますので、皆様ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○鎌田美智雄委員　はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があればお伺いします。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成ということで、許可相当と致します。それでは進行を議長に戻します。（会長、着席。）

○議　　長　　はい、どうもありがとうございました。次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい、進行番号 2・西部地区。利用権設定を受ける土地としましては、字西。地目台帳及び現況が田。面積が1,023㎡となっております。利用権の種類と致しまして賃借権設定です。内容と致しましては水田利活用となっております。借賃支払い方法は金納反当10,000円です。存続期間が、令和8年11月1日から令和18年10月31日の10年間となっております。利用権設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。備考と致しましては再設定案件です。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、髙橋委員。

○髙橋卓也委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。この案件も再設定なので問題はありません。意見について、今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。これから採決を致します。第2号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号3を上程致します。また賃借人が同じですので、進行番号4も併せて上程致しますので、よろしくお願いします。事務局説明お願いします。

○事務局主事　はい、進行番号 3・西部地区。利用権設定する土地としましては、字西。地目台帳及び現況が田。面積が879㎡となっております。その外3筆ございまして、合計田4筆、面積が3,451㎡です。利用権設定の内容と致しましては先ほどの進行番号2と同様ですので、こちら省略させて頂きます。利用権設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。備考と致しましては、こちらも再設定案件となっております。

続きまして進行番号 4・金ケ瀬地区。利用権設定をする土地と致しましては、金ケ瀬字小沼。地目台帳及び現況が田。面積が352㎡となっております。その外5筆ございまして、合計田6筆、面積が7,958㎡です。こちらの利用権設定の内容と利用権設定を受ける者の経営状況につきましては、進行番号3と同様ですので、こちらも省略させて頂きます。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。担当委員が複数おりますので、まず西部地区の担当委員からお願いします。はい、坂口委員。

○坂口久雄委員　はい、それでは進行番号3について、詳細については事務局説明で問題ないと思います。これも再設定なので特に問題はないかと思います。意見について、以上の要件から今回の促進計画案は、地域計画の達成に資すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上でございます。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。続きまして進行番号3の字東について、髙橋委員の方からお願いします。

○髙橋卓也委員　はい、再設定なので問題はありません。以上です。

○議　　長　　ありがとうございます。次に進行番号4について、鈴木委員お願いします。

○鈴木利弘委員　今回の案件は再設定なので問題はないと思います。意見について、以上の要件から今回の促進計画案は、地域計画の達成に資するものと考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま3番と4番の説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願い致します。(「ありません。」の声あり。)

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号3と4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号5を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい、進行番号 5・西部地区。利用権設定をする土地と致しましては、字西。地目台帳及び現況が田。面積が956㎡となっております。その外2筆ございまして、田3筆、面積が2,869㎡です。利用権設定の内容と致しまして、利用権の種類が賃借権設定。内容と致しましては普通畑利活用となっております。借賃支払い方法と致しまして金納反当当たり20,000円です。存続期間が令和8年11月1日から令和18年10月31日の10年間となっております。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しましては、こちらも再設定案件となっております。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、髙橋委員。

○髙橋卓也委員　はい、詳細は事務局の説明の通りです。これも再設定案件なので問題はありません。意見について、今回の促進計画案は、地域計画の達成に資する事と認められると考えますので、皆様のご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議　　長　　はい、ありがとうござました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。(「ありません。」の声あり。)

なしという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号5について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第3号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事　はい。第3号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号 1・西部地区。申請地と致しましては、字海道東。地目台帳が畑、現況が雑種地。面

積が 435 ㎡となっております。非農地となった時期と致しましては平成 8 年頃。申請人の理由と致しまして、当該地は平成 8 年頃より　不動産会社の駐車場として賃貸されており、願出人が令和 6 年に相続により取得したが、砂利敷きの駐車場となっているため農地として復元する事は困難であるという事でした。非農地証明の適用と致しましては、「農地法関係事務処理の手引き（令和 8 年 6 月宮城県農業会議作成）」「P107、非農地判断、4. 判断基準、イ。ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当致します。また、「P108、非農地証明、3. 証明の範囲、⑹。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当致します。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、髙橋委員。

○髙橋卓也委員　はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから 20 年以上経過しているか。平成 8 年頃より、不動産会社の駐車場として利用されており、20 年以上経過しています。2、再び農地として利用される可能性がないか。現在駐車場として利用されており、農地として利用される事はありません。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。駐車場としての需要があり、非農地になった事は真に止むを得ないと思われます。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。非農地になった経緯及び 20 年要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われますので、ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、質疑なしという事でこれから採決を致します。第 3 号議案・進行番号 1 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に報告第 1 号「仙南地方農業委員会連合会会長の就任について」を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長　はい。報告第 1 号「仙南地方農業委員会連合会会長の就任について」という事で、令和 8 年 7 月 31 日開催の仙南地方農業委員会連合会臨時総会にて、以下の通り会長が就任したので報告致します。うちの大河原町の方から、長山清市会長が連合会の会長として就任致しました。就任日が令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 3 年間。また宛職と致しまして、宮城県農業会議の理事と常設審議委員に就任した事も併せて報告致します。備考ですが、こちらの連合会の規定によりまして、連合会事務局が当町の農業委員会事務局になった事も併せて報告致します。委員の皆さん実務に影響するものでもないですが、こちら報告させて頂きます。以上です。

○議　　長　はい、ありがとうございました。そういった経緯で私がなりましたのでよろしくお願いします。

次に協議事項 1「農業委員会組織による「令和 8 年熊本地震義援金」の募集活動について」を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長　はい。協議事項 1「農業委員会組織による「令和 8 年熊本地震義援金」の募集活動について」令和 8 年 7 月 28 日に発生した、令和 8 年熊本地震の農業委員会組織による義援金募集活動について、別紙の通り意見を求めるという事で、資料を送っております。昨日送りました（協議 1）熊本地震義援金募集についてのファイルを、お開き頂ければと思います。

こちら委員の皆様に義援金の支援をお願いするものでございまして、1 ページ目の実施方法という所 1 口 1,000 円で、送金手数料は各自で負担願います。というところで、基本的には個人でという事になっていますが、令和 6 年の能登地震の時の義援金の際も皆様の積立からまとめてお支払いしていたので、まずはそこをお諮りしたいと思います。個人でやるか？皆様でやるか？併せて事務局の方で払うか？御一同お諮り頂ければ。

○議　　長　はい。いま義援金の支援の方ですけど、ただいま事務局の方から提案がありました。皆さんで積立をしているから、そこから一括してやるのがいいと思いますが、皆さん如何ですか？

（「いいと思います。」の声あり。）

はい、事務局そういう事で。

○事務局係長　分かりました。

○議　　長　お願いします。

○事務局係長　はい、あと金額の方ですね。能登の時は 1 人 2 口 2,000 円で、切り良く 30,000 円って形で出していた様ですけど、金額もそちらでよろしかったですか？

○議　　長　同じでいいね。はい、同じで。

○事務局係長　はい、分かりました。1 人 2 口分と口座の手数料も併せて積立金から出しますので、よろしくお願い致します。

○事務局次長　これ所得税の控除の対象にはならない？

○事務局係長　まとめてもなる様ですけど、やり方が変わるだけみたいです。

○角田真由美委員　2,000 円ばかり控除になっても。

○事務局係長　一応控除になるという事で、農業会議の方から書類が来るのかな？預かり書という事で来ましたら、通知させて頂きます。よろしくお願いします。

○議　　長　どうもありがとうございました。その様にさせて頂きます。

その他皆さんの方から何かありませんか？（「ありません。」の声あり。）

ない様ですので以上を持ちまして、本日の案件は全て終了致しました。これで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○事務局長　はい、会長どうもありがとうございました。それでは以上を持ちまして本日の農業委員会定例総会を散会致します。お疲れ様でございました。（「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前 10 時 48 分　閉会

令和８年８月25日の会議録署名委員

議　　長　　長　山　清　市　㊞

署名委員（３番委員）　鎌　田　美智雄　㊞

署名委員（４番委員）　菅　野　正　信　㊞

令和８年８月　第８回農業委員会定例総会　議事録（作成者：事務局）